



# 非常時に備えた 活動を考える



## 特集1 災害に備えた活動

近年、多発する  
大規模災害。  
自身と家族の安全、  
民生委員としての  
役割や活動について、  
コロナ禍の  
今だからこそ  
考えてみよう。

- 1 民生委員の「災害に備えた  
取り組み」とは？ …P 2・3
- 2 全民児連 佐甲部長に聴く！  
災害に備えた民生委員の  
取り組みを考える …P 4～8
- 3 60分のできる実践活動検討 …P 9～12

本特集を読まれる際は、下記参考資料  
もあわせてご確認ください。

- 「災害に備える民生委員・児童委員活動に  
関する指針」（詳細はP 5参照）
- 「改訂 災害に備える民生委員・児童委員活  
動ハンドブック」（詳細はP 7参照）

## 特集2 コロナ禍の活動

大切な人を守るために、  
あらためて  
「新しい生活様式」に即した  
生活と民生委員活動を  
再確認してみよう。  
そして、コロナ収束後の  
「地域のつながり」を  
考えてみよう。

- 1 コロナ禍と民生委員活動を考える  
…P 13～19

本特集を読まれる際は、下記参考資料  
もあわせてご確認ください。

- 「『新しい生活様式』に即した民生委員・児  
童委員活動に関するガイドライン」  
(詳細はP 13参照)

- 3 令和3年度県民児協  
事業計画・予算 …P 20～23
- お知らせ・編集後記 …P 24

本誌の  
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民  
生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国  
民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全  
国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

これまでの「ちば民児協だより」は、地区民児協の定例会向け研修会資料（広報誌）として発行してきましたが、今般のコロナ禍の状況を踏まえ、本号では各委員で活用できるワークシートを主体に掲載しています。委員各自でご検討いただき、定例会再開後に委員同士で話し合う場を持っていただければと考えております。

## 災害に備えた活動

## 民生委員の

## 「災害に備えた

## 取り組み」とは？

近年多発する災害に備えて、民生委員は平時から、どのような役割を担う必要があるのでしょうか。また、どのような姿勢で臨むべきなのでしょう。

自身や家族の連絡方法や避難方法等とあわせて、民生委員の「災害に備えた取り組み」について考えてみましょう。

時から民生委員と協力し要配慮者の把握に努めること、また防災ネットワークづくりの担い手として位置づけていることなどが盛り込まれています。

この「避難行動要支援者名簿」については、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時に自ら避難することが困難な住民（高齢者や障がいのある人等）が迅速に避難できるよう、市町村にその作成が義務付けられ、民生委員や町会・自治会等の避難支援関係者等へ提供することとされました。また、これとあわせて、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、災害時等における名簿の活用や個別支援計画の策定などが示されています。ぜひ一度、皆さんの市町村における個別計画を確認してみてください。

民生委員が、「災害に備えた取り組み」に向き合う際、まずは地区民児協として取り組む姿勢や活動内容などについて、一つひとつ確認し、共通認識を持つことから始める必要があります。

そもそも、なぜ民生委員が「災害に備えた取り組み」を行うのでしょうか？ 仮に、参画する際、どこまで・どのような活動を行う必要があるのでしょうか？ こうした点について、丁寧に確認していくことが、防災時における各委員の負担を軽減することにつながってきます。

この10年、東日本大震災をはじめ、令和元年に発生した台風15号（房総半島台風）や19号（東日本台風）、10月25日の大雨など、本県は多くの災害に見舞われました。

そうした地震や台風等の発災後における県内委員の活動状況を見ると、その都度、多くの民生委員が担当区域内の要援護者の見守りをはじめ、生活状況（食料・飲料水等の確認）や健康状況（心のケア含む）、被害状況（家屋損壊）等の確認を行っています。

もちろん、市町村ごとに「地域防災計画」が策定されており、その防災対策は異なりますが、民生委員として担うべき役割は共

通するものがあります。そこからは、災害時・後も、平時と同様、民生委員の3つの役割（把握する・見守る・つなぐ ※詳細は第80号参照）を担っていることがわかります。

千葉県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、より一層の地域防災力の向上を図るため、平成25年に「千葉県防災基本条例」を制定（平成26年4月施行）したほか、先の台風の災害対応を踏まえ「千葉県地域防災計画」の修正等を行っています。

この計画の中では、避難行動要支援者名簿の情報を民生委員に提供することや、平

## 1 民生委員の「災害に備えた取り組み」とは？

ただ、一昨年の一斉改選以降、新型コロナウイルス感染症のため、定例会等があまり開催できていない状況かと思えます。まずは委員それぞれが、このコロナ禍の期間に、平成31年3月に全民児連が策定した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」(後述)をご一読いただき、この取り組みについて理解を深めてください。

その際、あらかじめ、ご留意いただきたい点があります。

以前より、行政や社協、防災組織などは、民生委員に対して、平時・災害時を問わず、地域における役割を過度に期待している面もあります。災害時は、あれもこれも行うことはできません。3つの役割を軸に、「最低限行う活動を決める」ことや、「活動の優先順位」などをつけて、「その時にやれる範囲のことは行う」ことを、あらかじめ念頭に置いておきましょう。そして、委員活動よりも、自身や家族の健康と安全が何よりも優先されることは言いつまでもありません。災害は、いつ来るかわかりません。自身と家族のこと、地域の防災のこと、そして民生委員として実践すべき役割について、本誌を参考に考えてみてください。

そのうえで、定例会で検討できる時期がきましたら、「60分で行える実践活動検討(P9〜12)」を活用し、皆さんでその内容を一つひとつ確認していきましょう。

## 災害に備えた情報を確認しよう

現在は、多くの機関から防災(災害)に関する情報が発信されています。災害から身を守るためには、自身から積極的に情報を入手していく必要があります。スマートフォンにも対応していますので、災害に備えた活動にお役立てください。

### 千葉県防災ポータルサイト

現在、県内に発令されている避難勧告・指示情報や、避難所、交通情報、ライフライン、気象注意報・警報等を掲載。  
(URL) <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>



### 気象庁

本年2月にリニューアルし「防災情報」や「知識・解説」等、より詳細な災害関連情報を掲載。トップページのメニュー「地域の情報」から見られる千葉県のページはぜひ一度ご確認を。  
(URL) <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



### ちばコレ channel

「くらし・福祉・健康」をはじめ、観光や統計、文化、スポーツ等、千葉県で作成した動画を配信。防災啓発や東日本大震災の記録等も掲載。  
(URL) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/net-tv/bousai/index.html>



### (国土交通省) 防災ポータル

国土省が所有する防災情報を集約したポータルサイト。道路や河川、公共交通機関、物流、防災施設等の情報を掲載しているほか、多言語(日本語・英語・韓国語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語)にも対応。  
(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>



### JVOAD

(認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)

災害対応や避難生活、各種支援活動、広報活動、要配慮者への対応など、災害に関する多方面のガイドラインがまとめられている。地域防災を考える際はぜひご参考に。  
(URL) <http://jvoad.jp/guideline/>



### (内閣府) TEAM 防災ジャパン

防災に関するあらゆる情報を集約した内閣府のポータルサイト。全国で実施される防災イベントの紹介や、防災に関連するニュースや教育コンテンツなどを掲載。その他、通知・事務連絡や報道資料などは、(内閣府)「防災情報のページ」(<http://www.bousai.go.jp/>)を。  
(URL) <https://bosaijapan.jp/>



### 防災科研 (国立研究開発法人防災科学研究所)

国立の防災研究機関。昨年6月、激しい気象(ゲリラ豪雨、強風、雷、ひょう)の発生状況をいつでも、誰でもチェックできるシステム「ソラチェック」を公開。  
(URL) <https://www.bosai.go.jp/>



### (首相官邸) 防災の手引き

地震や津波、火山、大雨・台風、竜巻、雪害など、災害別にその概要や備えなどを掲載。  
(URL) <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html>



全民児連・佐甲部長に聴く！

# 災害に備えた

# 民生委員の

# 取り組みを考える

民生委員は、どのように「災害に備えた取り組み」と向き合っていけばよいのでしょうか？

これまでの経緯や今後の展望等について、全民児連事務局（全社協民生部）の佐甲部長にお聴きしました。一問一答形式で掲載いたします。

全国民生委員児童委員連合会事務局  
(全国社会福祉協議会民生部)



さこう まなぶ  
部長 佐甲学氏

昭和 60 年 4 月、全社協に入局。地域福祉部部長や全国ボランティア市民活動センター所長、児童福祉部部長等を経て、平成 30 年 4 月より現職。

特集 1

②

## Q1

これまでの「民生委員による」災害に向けた取り組みについて、全民児連で策定した指針等の変遷と、その概要について教えてください。

全民児連では、平成 19（2007）年の民生委員制度創設 90 周年に際して、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱しました。これは、当時、大規模の地震や台風・大雨による洪水等により、ひとり暮らしの高齢者等の避難支援等の課題が社会的に脚光を浴びるなかで、民生委員が日頃から地域の要支援者への関わりを通して把握した情報を活かし、地域に呼びかけ、発災時の安否確認や避難支援に向けた地域の体制整備を目指したものです。

この運動により、各地の地区民児協が地域住民や関係団体に働きかけ、災害時要援護者台帳や災害福祉マップが先駆的に作られ、その後の災害対応でその成果が発揮されました。

しかし、平成 23（2011）年の東日本大震災では、地震発生後、要援護者の安否確認や避難支援活動にあたっていた 56 名もの委員が、その強い使命感から避難が遅れ、犠牲になりました。また、被災者の避難生活が長期化するなかで、自ら被災者でもあ

る委員の負担も大きなものとなりました。

このため、全民児連では、被災地の民児協のヒアリングや意見交換を重ね、災害時の委員活動の具体的な考え方や留意点を整理し、平成25(2013)年4月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を取りまとめました。その後、改正災害対策基本法(同年6月)で、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、その提供先の一つとして、民生委員が挙げられたことを受け、第2版を発行しました(同年11月)。

そして、第2版から5年が経過し、東日本大震災被災地では復興に向かうなかで、新たな課題や、その後の各地で災害時における委員活動の課題を踏まえ、平成31(2019)年3月にその第3版として「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」(以下「本指針」)を作成いたしました。



「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」

●作成：全民児連／●発行日：平成31年3月／●配付対象：全委員に配付済／●体裁：A4版／●データ：全民児連HPに掲載。トップページ→(右上メニュー)「民生委員・児童委員/民児協関係者専用ページ」→パスワード「20131201」を入力。

**Q2**  
平成31年3月に策定した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」について、その内容と要点を教えてください。

本指針の大きなポイントは、名称を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」に変更したことです。

その理由は、「民生委員も地域住民のひとりであり、自らの安全が最優先であること」、「災害時要援護者の支援は民生委員だけが担うのではなく地域ぐるみの取り組みが必要であること」、「災害時に円滑な対応を行うためには平常時の取り組みが重要であること」を、指針の名称から、民生委員のみならず、行政等の関係者にも伝えていくという主旨に基づいたものです。

災害対策基本法において市町村に義務づけられている「避難行動要支援者名簿」については、9割以上の市町村で民生委員を情報共有先としています。また、これまで多くの民児協が災害時要援護者台帳の作成等に取り組んできました。ただ、多くの地域では高齢化等に

よる地域の担い手不足により、自主防災組織の組織化が遅れている現状もあります。地域の防災に関して、行政や地域住民等からの民生委員への期待が過度になっていないかということが危惧されます。

しかし、そもそも災害対策基本法では、地域の多様な関係者の連携・協働による取り組みを求めています。災害に備えた取り組みは、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むべき課題だという考え方を基本にして、本指針は作成されています。

**Q3**  
「平時」・「発災時」・「発災後」・「復興期」それぞれにおいて、委員が取り組むべき活動や留意点、心がけておくべきこと等について教えてください。

平時において災害への対応に積極的に取り組んだ地域は、災害時も円滑に対応できた事例が多くあります。住民相互に支援し合えるような体制づくりをはじめ、災害時に支援が必要な人も参加しての防災訓練や避難訓練など、平時の地域ぐるみの取り組みが極めて重要です。

発災時には、何より自分自身と家族の安全確保が最優先です。また、地域住民の一

人として、率先避難を心がけることも重要です。避難指示や避難勧告の発令中や、夜の地震発生直後などに要支援者等の安否確認のために外出することは厳禁です。また、まずは委員同士の安否確認を行うことも必要です。

発災後に、災害の規模によっては、長期に避難所や仮設住宅が設置されます。そうした避難生活においては、高齢者や障がい者、乳児のいる母親などに対して十分な配慮が必要です。避難生活では、普段は支援が必要のない人も、環境の変化によって支援が必要になることもあります。また、自身の状況から集団での避難生活は困難と考え、ライフラインが停止した状態でも在宅等で生活せざるを得ない住民も存在します。

民生委員は、日頃の訪問活動等を通じて、地域住民が抱える課題を把握しています。避難所や仮設住宅での避難生活のなかで、支援が必要な人に、必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されます。大規模災害においては、被災者へ訪問する「生活支援相談員」が配置されますが、民生委員が積極的に情報共有や連携して活動を行うことで効果的な被災者支援となります。

また、住み慣れた地域を離れた避難生活は、顔見知りの近隣もいないなかで、孤立しがちです。サロンやお茶会などの開催を支援し、避難者同士や避難先の住民との助

けあいづくりやコミュニティづくりをすすめましょう。特に、仮設住宅は、被災地から離れた地域に設置されることも多く、その場合は、設置された地域の民児協と被災地域の民児協との協力関係を築き、被災者を支えることが必要です。

そして、復興住宅の建設など地域の復興が始まると、被災者の生活再建も本格化します。しかし、生活再建のスピードは被災者によって異なります。高齢者や困窮されている住民が仮設住宅等で取り残されてしまつような状況も生まれます。民生委員は、そうした被災者に寄り添い、支援を行うことが重要です。

## Q4

地域で活動する委員は、行政をはじめとする関係機関や住民から、いろいろな役割を求められており、その活動も多岐にわたります。また、改選を経るごとに1・2期目の委員が増えていくこともあり、「災害に向けた取り組み」まで手が回らないケースも見受けられます。

そこで「災害に向けた取り組み」の中で、民生委員はまず何からどの

程度取り組みればよいのか、「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」を踏まえ、お聞かせください。

日頃の委員活動を充実させていくことが、災害への備えにつながります。高齢者等への見守り活動や相談活動、サロンなどの地域づくりの取り組みの延長上に災害への備えがあることを、委員の皆さんで共有してほしいと思います。また、全民児連が編集した「改訂 災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」(左頁参照)等により本指針の基本的な考え方や防災の基本知識を知っておくことも心がけましょう。

発災時においては、民生委員自身も被災者となる場合が多くあります。自分自身も無理をしない、他の委員に活動を強要しない。そのことを、平時に委員同士で共有しておくことも大事です。

また、近年の大規模な災害では、必ず災害ボランティアセンター等が設置され、全国から多くのボランティア、さらに福祉専門職等も駆けつけます。そうした支援の仕組みをあらかじめ社会福祉協議会等に確認し、連携の方法を民児協として考えておくことも災害の備えになります。

本指針の10か条は、あくまで災害に備える民生委員の取り組みの考え方を示したも

# 災害に備える

## 民生委員・児童委員活動

### 10か条

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は 日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員・児童委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

のです。具体的な取り組みは、地域の実状を踏まえて、この指針を参考にして、各民児協で検討してほしいと思います。

### 「改定 災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」



- 作成：全社協出版部
- 発行日：令和2年1月
- 配付対象：全委員に令和元年4月に配付済
- 体裁：A5版
- 入手方法：全社協HP「福祉の本出版目録」にて1冊110円。

(全社協HP) <https://www.fukushinohon.gr.jp/>

### Q5

令和2年8月に全民児連から厚生労働省に提出した要望書では、災害の取り組みに関する項目も挙げられています。ここでは（発災時・後の民生委員は）「委員自身の安全や生活復旧を優先した後で、被災者の安否確認や相談支援などを行うべき」であり、「平常時の福祉的支援策の拡充を地方公共団体へ呼びかけること」等を求めています。この点を踏まえ、今後の取り組みをお聞かせください。

全民児連では、本指針を行政関係者にご理解をいただくべく、関係省庁に働きかけてきました。特に、避難行動要支援者の情報共有や、個別避難計画づくりなどにおいて、民生委員に過度な負担にならないよう、災害に対する福祉的な支援の基盤を強化することを厚生労働省等に要請してきました。

このほど、内閣府では、令和元年台風19号等を踏まえて、高齢者等の避難支援についての検討が行われています。そのなかでは、避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、市町村が主体であることを前提に、その取り組みは民生委員のほか、日頃高齢者に関わるケアマネジャー等の福祉専門職やかかりつけ医等の協力を位置づけました。

また、日常的に支援が必要な要援護者が被災した場合には、一般の避難所を経由することなく、あらかじめ指定した福祉避難所に避難できるように対応を自治体に求めています。そして、この内容は、内閣府より各自治体へ通知が发出されています。こうした内容は、本指針が目指すものと同じ方向性であり、本指針を作成した成果の一つと受け止めています。

全民児連では、全国の災害に備える民生委員や民児協の取り組みを教えていただきながら、民生委員活動の環境整備として、災害時における福祉的な支援が制度としてさらに充実するよう福祉関係者と連携し引き続き関係省庁等に働きかけてまいります。

# 要配慮者？ 避難行動要支援者？ 災害時要援護者？

災害対策基本法で定める「要配慮者」・「避難行動要支援者」と、以前から民生委員活動で使用される「災害時要援護者」の違いについて確認しましょう。

詳細は、前述の指針P 8・9をご参照ください。

## 要配慮者

災害対策基本法(第8条2項15号)  
「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」

### 概要

要配慮者の具体的な対象範囲は、市町村がそれぞれ定めている。上記以外に、妊産婦や外国人、旅行者等を対象者に含めることもあり、お住まいの市町村がどのように設定しているか要確認。

## 避難行動要支援者

災害対策基本法(第49条の10)

「要配慮者」のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」

### 概要

要配慮者のうち、特に支援を必要とする住民等を対象としているため、お住まいの市町村がどのように設定しているか要確認。災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」は、県内多くの市町村で民生委員に提供されている。

## 災害時要援護者

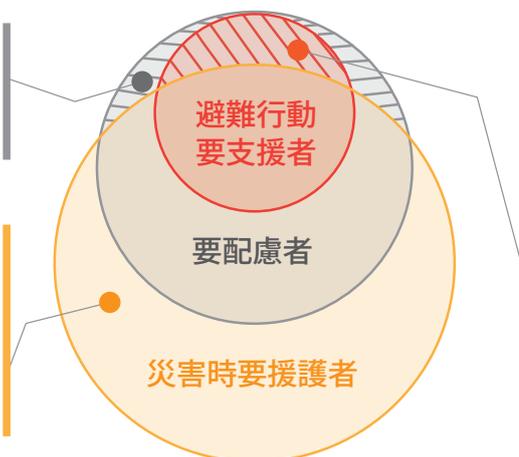
民生委員による「災害に備えた取り組み」が開始された当初より、全民児連をはじめ全国の民児協では「災害時に支援を必要とする人」を「災害時要援護者」という呼称で表現してきました。その後、平成25年に災害対策基本法が改正され、(上記)「要配慮者」・「避難行動要支援者」という表現が法的に定義付けられました。

全民児連が策定した指針では、民生委員が支援を検討する対象者は「要配慮者」や「避難行動要支援者」だけではないことから、「災害時要援護者」という表現を引き続き使用しています。

この対象については、「災害時に(行政が設定する避難行動支援者等による)支援が必要だと、民生委員が考える人」を表す言葉として、下図のように位置付けられています。「災害時要援護者」の対象範囲は、市町村民児協で検討するとともに、行政などの関係機関と調整する必要があります。

市町村では「要配慮者」としているが、避難の判断や避難行動、その後の生活を自力で行うことができる住民。旅行者等も含む。

市町村が定める「要配慮者」には含まれておらず、また「避難行動要支援者名簿」にも掲載されていないが、民生委員として災害時に支援が必要だと思われる住民。日頃、見守りや安否確認等をしている住民を含む。



## 相関図

「要配慮者」であり、「避難行動要支援者名簿」にも掲載されているが、近所に家族や親族等の支援者がいるなど、避難の判断や避難行動、その後の生活等が保障されている住民。

特集 1

③

## 60分でできる 実践活動検討

～災害に備えた取り組みを考える～

いつ何時発生するかわからない災害。その災害に直面する前に、民生委員としてどのような備えをしておくべきでしょうか？さらに災害時や終息に向かっていく場面では、どのような心構えが必要でしょうか？

このコーナーでは、P7に掲載した「10か条」のうち、心構えや活動内容、関係団体とのつながりや個人情報に関する項目を取り上げています。

その1

### 災害に備えた 心構えと活動を考える

対象 第1・2・4・5条

「災害に備えた取り組み」を考える際は、まず「心構え」と「活動(内容)」から検討していきましょう。

皆さんがお住いの地域でも、町会・自治会や自主防災組織などで、様々な取り組みを実践していると思います。こうした活動と連携・協力する必要はありますが、その前に委員個人や地区民児協

としての活動内容や、その方向性を確認していくことが大切です。

地区民児協会長や中堅委員の皆さんは、一斉改選後に加わった新任委員の皆さんと、それらを共有できるように話し合う場を持ってください。

第1条

#### 自身と家族の安全を 最優先に考える

災害時は、何よりもまず、自身と家族の安全が最優先です。安全を確保・確認するためには、平時から家族と災害時の対応について確認しておく必要があります。

行政が周知している防災情報をはじめ、町会・自治会の取り組み、避難場所などの情報を確認しましょう。

また、地域によっては、地震と台風・水害などで避難場所(一時避難場所を含む)が異なる場合もあります。災害の種類による行政の対応の違いなどについても確認しておきましょう。

(指針P18～21)

#### 第1条を検討しよう！

- ①お住いの地域の防災情報(ハザードマップなど)を確認しましょう。
- ②家族と、発災後の連絡方法について確認しましょう。
- ③家族と、お住いの地域の避難場所・経路を確認しましょう。
- ④非常用持出品と、3日分の食料など、防災グッズを確認しましょう。
- ⑤町会・自治会の取り組み内容を確認しましょう。

## 第2条 無理のない活動を心がける

(指針P22～25)

災害時には、民生委員も被災者になる可能性があります。居住する地域が被災した場合、できる活動は限られてきます。事前に十分に想定したつもりでも、想定外のことが起きるのが「災害」です。

まず、民生委員として**求められている活動内容を確認し、できること・できないことをきちんと考えておきましょう。**

ただ、「できること」として挙げた内容も、必ずやらなければいけないというものではありません。「その時、やれる状況ならやる」程度に留めるようにしてください。

その他、ご留意いただきたいのは、民生委員として「救助」活動は行わないということです。発災後、民生委員の大切な役割の一つは「情報」を支援者に伝えることです。地域のひとり暮らし高

齢者や障がい者の方など、災害時に支援を必要とする方の情報や、地域の危険箇所など、日頃担当区域を歩き、地域を見守っている皆さんだからこそ伝えられる情報があります。

## 第2条を検討しよう！

- ①行政や社協が、各委員に求めている活動内容を確認してみましょう。
- ②上記①を確認したうえで、自身にとって「無理のない活動」について考えてみましょう。この時、第1条を念頭に、「できること・できないこと」を考えてみましょう。

## 第4条 災害時の活動は、日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

(指針P30～33)

## 第4条を検討しよう！

- ①福祉票やケース記録を活用し、見守り対象者の情報を整理しましょう。
- ②「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」など、地域の情報を収集・整理しましょう。
- ③災害に備えた取り組みや地域の情報について、住民に伝えておいたほうがよい情報を整理してみましょう。

㉗ 3日分備蓄品・㉘ 非常持出品・㉙ (一時)避難場所・㉚ 避難経路・㉛ 屋内の安全対策・㉜ 地域の防災対策(避難訓練)・㉝ 行政の防災対策・㉞ 警報情報 etc

災害時に要援護者となる人の多くは、民生委員が見守りや訪問活動をしている人と重なります。日頃から見守りや訪問を重ねる**民生委員だからこそ得られる日常生活上の情報**もあるはずです。

そうした情報をもとに、災害時に特に支援の必要性が高い要援護者を把握しておくといった取り組みが期待されています。

こうした情報を整理した「**災害時要援護者台帳**」や、見守り対象者や避難所等の情報を地図に記した「**災害福祉マップ**」などを整備していくと、関係機関との調整や災害時に役立つでしょう。

また、地域住民に、地域の取り組み内容や避難に関する情報を伝えること、非常持出品など**自助努力を促す**ことも大切です。

## 日常生活の情報(例)

Aさんは、「月曜日はデイサービス」、「水曜日の午前中は公民館でサロンに参加」、「近所のBさんと、夕方散歩に行く」、「2日に1度、隣町に住む娘さんが様子を見に来る」etc

第5条

民児協の方針を組織として決めておく

(指針P 8・9、34～37)

先の震災や台風等の発災後における県内委員の対応を振り返ると、(結果として)委員個人の判断に委ねられていた状況が多く見られました。

ボランティアである民生委員に、まして委員個人に大きな判断を委ねることは、できる限り避けなければいけません。もちろん、責任を負う必要もありません。

災害は想定外の事態が起こるものですが、そうした状況にならないように、平時から地区民児協として「災害に備えた取り組み」に対する考え方を検討し、委員同士で共通認識を持つようにしましょう。

まず、なぜ、民生委員が災害に備えた活動を行う必要があるのかを確認するところから始めてみましょう。そして、先ほど挙げた「(第2条)無理のない活動」について検討していきましょう。

3つ目に、行政が設定する「要配慮者」や「避難行動要支援者」を把握し、民生委員として災害時に支援が必要だと思われる「災害時要援護者」の範囲を検討しましょう。この言葉の使い分けについては、本誌P 8をご参照ください。

4つ目。発災時に備えて、初動活動を考える必要があります。通信や移動手段が喪失するような大規模な災害では、民児協の組織機能が失われ、各委員が孤立し、自らの判断で活動せざるを得なくなる可能性があります。こうした場合に備え、委員間の連絡体制や民生委員の役割など、民児協の方針を組織としてあらかじめ決めておきましょう。

5つ目は、災害時の連絡体制です。災害時を想定し、複数の連絡方法(電話・メール・SNS・伝言板等)を整えておきましょう。地震や台風などのほか、今般のような感染症による自粛中の連絡方法についてもあわせて検討しておきましょう。

最後に、地区民児協として検討した内容を、行政や社協、町会・自治会、自主防災組織など、避難行動支援にあたる関係団体・者に伝え、相互の役割について確認しましょう。

以上、ここでは6点挙げていますが、指針P 35には「災害に備え、民児協としてあらかじめ決めておくこと」が掲載されています。一つひとつ確認しながら、この取り組みを進めてください。

第5条を検討しよう！

- ①なぜ、生活・福祉分野のボランティアである民生委員が「災害に備えた取り組み」を行う必要があるのでしょうか？
- ②(第2条)「無理のない活動」について、地区民児協として考えてみましょう。
- ③市町村における「要配慮者」や「避難行動要支援者」を把握し、市町村(地区)民児協として「災害時要援護者」の範囲を検討しましょう。(本誌P 8参照)
- ④発災時、行政や民児協役員からの連絡を待つことなく、各委員が行う初動活動について考えてみましょう。「やれる状況ならやる」程度に留めておくことが大切です。
- ⑤災害時の連絡体制を整えましょう。(地震・台風・コロナ禍など)
- ⑥地区民児協として検討した内容を、行政や社協、町会・自治会などの避難行動支援団体・者に伝え、それぞれの役割を確認しましょう。

## その2

## 災害に備えた つながりと 個人情報

対象 第3・6・7条

## 第3条

### 地域住民や地域の団体とつながり、 協働して取り組む

(指針P26～29)

民生委員をしていると、町会・自治会や自主防災組織の役員などを兼務する場合も少なくありません。それらの活動を地域で兼務していると、どの役職としての活動なのか？ その線引きは難しいところがあります。

防災活動は、多くの住民やいろいろな団体と連携した取り組みです。まず、**民生委員として担う役割**を定めてから、それぞれの団体が担う役割を把握し、役割分担をしていきましょう。

## 第7条

### 行政と協議し、 情報共有のあり方を決めておく

民生委員は、民生委員法により守秘義務が課せられています。そうした制約のない地域の団体と、どのような方法で情報を共有し協働していくのか、平時に行政と協議し、あらかじめ決めておくことが重要です。

(指針P40・41)

#### 第7条を検討しよう！

個人情報を、⑦誰と共有し、④どのように活用するのかを考えてみましょう。

「災害に備えた取り組み」は、特定の団体や職種、ボランティアが行うものではなく、その地域に暮らす住民自身が災害に備えた意識を持ち、平時からその準備に取り組むことが大切です。同時に、行政や地域の関係団体が連携・協働し、ネットワークづくりを進めることが必要となってきます。

その他、皆さんが行政から提供されている個人情報や、日頃の見守り活動で把握した情報について、その共有方法や保管方法等についても考えてみましょう。

#### 第3条を検討しよう！

- ①民生委員の取り組みと、地域の関係団体の取り組みを把握・整理しましょう。
- ②行政や地域の会議などで、それぞれの役割への理解を深め、協働できる内容を考えてみましょう。

## 第6条

### 名簿の保管方法、 更新方法を決めておく

多くの市町村では、民生委員に「避難行動要支援者名簿」を提供しています。さらに、自身もこの情報に加えて、日頃の訪問やサロン活動等で把握した情報を持っています。こうした情報を整理し、**適切に管理する方法**をきちんと決めておきましょう。

#### 第6条を検討しよう！ (指針P38・39)

- ①行政から提供される情報と、日頃の活動で把握する情報を整理しましょう。
- ②それらの情報について、⑦自宅での保管方法、①更新方法を確認しましょう。
- ③民生委員活動で必要とする個人情報の項目を考えてみましょう。

## コロナ禍の活動 コロナ禍と 民生委員活動 を考える

収束の見えないコロナ禍の生活。少しずつ、気の緩みや慣れが生じていませんか？  
あらためて、今やるべき感染予防を再確認しましょう。  
そして、「アフターコロナ」の地域にも目を向けてみましょう。

### 新型コロナウイルス感染症対策を再確認！

新型コロナウイルス感染症に対し、国や自治体では感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざした取り組みが進められています。

そのような中、現在では日常生活全般において、「新しい生活様式」に即した取り組みの推進や定着が求められています。

この流れは、民生委員の活動においてもあてはまることから、本会では令和2年10月に『『新しい生活様式』に即した民生委員・児童委員活動に

関するガイドライン』を作成しました。今後の活動場面では、このガイドラインをご参照のうえ、お役立ていただきたいところです。

そこで、このコーナーでは、コロナ禍における民生委員活動を振り返り、今後の活動やアフターコロナを見据えた取り組みにつなげていただくためのチェックリストを設けました。

まずは自己チェックをし、今後民児協内での話し合いを深める機会を設けてください。

### チェックリストと意見交換

- 1 まずは個人として、チェックリストに取り組んでみましょう。その後、意見交換の機会を設けることができるようになれば、お互いのチェックリストの結果を紹介しあい、民児協としての取り組み方針などを記入・整理していきましょう。
- 2 意見交換をする場合は、(右写真)ガイドラインを活用しましょう。
- 3 意見交換は継続性が大切です。今回の話し合いで出された意見でおしまいではなく、今後も機会を設け、繰り返し内容を深めていくようにしましょう。

#### 『『新しい生活様式』に即した民生委員・児童委員活動に関するガイドライン』



●作成：本会／●発行日：令和2年10月／●配付対象：全委員に配付済／●体裁：A4版・86頁／●ダウンロード：本会HPに掲載。  
(URL)<http://chiba-minkyō.or.jp/participants/doc/>

チェック

1

## 「新しい生活様式」に即した活動への向き合い方を確認しよう

民生委員活動に取り組む前に、新型コロナウイルス感染症やその予防対策等について、あらためて再確認しておきましょう。

また、定例会などで話し合う場を持つことができるようになったら、それぞれが心がけていることや取組内容などについて検討していきましょう。

- ア 自身と家族の健康について
- イ 正しい感染予防対策について
- ウ 感染者等への対応と相談窓口について
- エ 人権への配慮について

### ア 自身と家族の健康について

ガイドライン P14～16

何よりもまず意識しなければいけないのは「自身と家族の健康」です。毎日の検温をはじめ、あらためて「健康観察カード」などを参考に確認しましょう。

①毎日の検温など、「健康観察カード」に即した健康チェックを行っていますか？

はい  いいえ

②外出した際など、行き先やお会いした人を記録していますか？

はい  いいえ

③家族や日頃よくお会いする方と、健康状況や健康チェックに関する話をしますか？

はい  いいえ

④自身や家族の健康維持のために、どのようなことを行っていますか？

### 他委員の取組内容

### イ 正しい感染予防対策について

ガイドライン

P 7 ~ 13

コロナ禍での生活が続いていると、いつの間にか気が緩み、感染予防対策にも慣れが生じてしまいがちです。「うつらない・うつさない」ために、あらためて基本的な対策を確認しましょう。

- |                             |                             |                              |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ①正しい手洗い（手指消毒）は、習慣づいていますか？   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ②適切なタイミングで、手洗いをしていますか？      | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ③正しいマスクの着用や扱い方は、習慣づいていますか？  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ④咳エチケットを心がけていますか？           | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑤3密にならないよう心がけていますか？         | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑥身体的距離を確保するよう心がけていますか？      | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ⑦一定時間過ごす部屋では、換気するようにしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

#### 感染予防対策

自身が実践している内容を踏まえて、感染予防対策について話しあってみましょう。

### ウ 感染者等への対応と相談窓口について

ガイドライン

P 66 ~ 69

万が一、感染した場合や感染が疑われる場合に備えて、あらかじめその対処方法や相談窓口などを確認しておきましょう。

- ①感染した場合や感染が疑われる場合、その対処方法を想定していますか？

はい  いいえ

- ②感染した場合や感染が疑われる場合の相談窓口を把握していますか？

はい  いいえ

#### 対処方法・相談窓口

## Ⅰ 人権への配慮について

ガイドライン P70

新型コロナウイルス感染症は、どの地域に居住していても、誰もが感染する可能性があります。感染した方や医療従事者等への差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があってはなりません。

感染症に対する正しい知識を理解することや、こうした差別・偏見を目にした場合の対応を考えておきましょう。本誌P19掲載の参考サイトなどもご確認ください。

①新型コロナウイルス感染症について、最新の正しい情報を把握できていますか？

はい  いいえ

②人権に関する相談窓口を把握していますか？

はい  いいえ

③コロナ禍における活動への参加（有無）について、各委員の自主的な判断は尊重されていますか？

はい  いいえ

### 民児協の取組方針

チェック

2

## 地域の情報を共有しよう

外出を控えていると、地域の情報に疎くなりがちです。訪問活動などの際に、住民の方に周知することも想定し、下記の点を確認してみましょう。

①行政（国・県・市町村）の感染症対策をご存じですか？  はい  いいえ

②公共施設の状況（使用方法や貸出状況等）をご存じですか？  はい  いいえ

③行政・地域包括支援センター・（市町村・地区）社協などの活動内容をご存じですか？  はい  いいえ

④地域の感染状況（情報）や各種相談先をご存じですか？  はい  いいえ

⑤住民向けの支援情報をご存じですか？  はい  いいえ

### 定例会で共有した情報・地区民児協として周知する情報

### チェック 3

### 活動する内容を検討しよう

ガイドライン P 30～64

民生委員活動の多くは、「人と接する活動」です。また、その活動では、多くの高齢者や基礎疾患等をお持ちの方にお会いする機会があります。そのため、「人と接する活動」をするうえでの感染予防対策をきちんと整えておく必要があります。ガイドライン掲載の「訪問する活動」や「通いの場」に関するチェックシートで再確認してみましょう。

また、コロナ禍においては、あれもこれも多くの活動はできません。本誌第 80 号「先輩委員から学ぶ！活動のイロハ」を参考に、実践する活動の優先順位についても考えてみましょう。

#### 「訪問する活動」(P 30～42)

- ①手荷物を確認。
- ②「訪問前・訪問中・訪問後」の感染予防対策を確認。
- ③「訪問する活動」で住民の方に伝える情報を確認。
- ④「訪問する活動」の代替手段を確認。

#### 「通いの場」(P 44～64)

- ①開催する目的を確認。
- ②使用する会場を確認。
- ③運営方法を確認。
- ④開催当日に行うことを確認。

#### 民児協の取組方針 (「訪問する活動」や「通いの場」に関する対策・活動の優先順位)

### チェック 4

### 連絡体制を確認しよう

次のような場合に備えて、連絡体制(連絡先・手段・伝える内容)を考えておきましょう。

また、下記②・③の場合については、「(P 15) ㊟感染者等への対応と相談窓口について」とあわせて、その対処方法も確認しておきましょう。

- ①自身が感染した場合。
- ②訪問先あるいは「通いの場」に参加した住民が感染した場合。
- ③感染した方(他の委員や住民等)と自身が濃厚接触した場合。

#### 連絡体制・対処方法

チェック

5

## 関係機関と連携・共有しよう

「人と接する活動（訪問する活動・通いの場）」を開催する際は、行政や社協、地域包括支援センターなどの関係機関に再開する旨を伝えましょう。

また、右記事項について、あらかじめ関係機関と調整し確認するようにしましょう。

- ①住民に伝える情報を確認。
- ②住民に（共通して）聴くこと（健康状態等）を確認。
- ③住民から相談を受けた時の対応（支援）を確認。
- ④市町村内におけるコロナ関連情報を確認。
- ⑤住民が体調不良の際の対応（連絡先や休日対応等）を確認。

## 民児協での検討内容

チェック

6

## この1年を振り返ってみよう

この1年間のコロナ禍における活動について、振り返ってみましょう。

- ①この1年、コロナ禍のためにできなかったことは何ですか？
- ②今後、コロナ禍において実践したい委員個人の活動は？
- ③今後、コロナ禍において実践したい地区民児協の活動は？

## 民児協での検討内容

チェック  
7

### アフターコロナの活動を考えよう

この一年を振り返ると、「ビフォーコロナ（コロナ禍以前の状況）」から「ウィズコロナ（ワクチンなどがない中で、3密回避などで感染拡大を防ぐ状況）」という時期を、私たちは経験してきました。今後、ワクチンなどによりある程度コロナ禍をコントロールできるようになると、「アフターコロナ」という時代が訪れます。しかしこれからの時代は、「ビフォーコロナ」に戻るのではなく、新しいライフスタイルや価値観のなかで生活していくことになるかと予想されています。

では、ライフスタイルや民生委員の活動は、どのように変化するのでしょうか？ どのような点を変えずに大切にしていきたいですか？ 自身の考えを踏まえ、地区民児協の皆さんと話し合ってみてください。

#### 委員個人の活動

#### 民児協の活動

### 感染症に関する 正しい情報を 確認しよう

#### 厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」等、最新情報を掲載。  
(URL)[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)



#### 法務省

感染症に対する偏見や差別防止に役立つ、動画やリーフレット、人権相談窓口などを掲載。  
(URL)[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)



#### 日本赤十字社

感染症に対する偏見防止や、その教育に役立つ動画「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を掲載。  
(URL)[http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326\\_006124.html](http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html)



#### 内閣官房

新型コロナウイルス感染症に関する総合サイト。各省庁の施策やリンクのほか、各種データや動画などが掲載されている。チャットロボットでの相談も。  
(URL) <https://corona.go.jp/>



#### 経済産業省

コロナ禍で影響を受ける事業者への資金繰りなど、各種支援情報を掲載。  
(URL)<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>



#### 消費者庁

コロナ禍ならではの消費トラブルや詐欺等に関する情報のほか、相談窓口（188）やトラブル事例、啓発動画などを掲載。  
(URL)<https://www.shohisyahigai-boushi.caa.go.jp/>



#### 千葉県

千葉県における感染症対策についてまとめられたページ。ワクチンや事業補助金、相談窓口等へのリンクを掲載。  
(URL)<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kfk/kenkou-iryou/kenkouzukuri/kansenshou/coronavirus.html>



# 3

令和3年度 県民児協  
事業計画・予算

## 計画の部 (概要版)

本会の事業計画と予算の概要について掲載  
しています。

本会の事業は、大きく公益目的事業と法人  
事業の2つに分類されています。

詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協  
HPをご参照ください。

### 1. 公益目的事業(研修の部)

#### 委託研修

#### 1 単位民児協会長研修会 (全1回)

単位民児協会長を対象に、民児協の組  
織運営等を学びます。

#### 2 中堅民生委員児童委員研修会 (全6回)

中堅委員を対象に、福祉関連法や地域  
福祉課題等について学びます。

#### 3 事例検討研修会 (全6回)

中堅委員を対象に、グループワークを  
通し、実践的な事例検討を行います。

#### 4 新任民生委員児童委員研修会 (全3回)

欠員補充などにより委嘱された新任委  
員等を対象に、民生委員制度やその役割、  
活動等について学びます。

令和3年度

### 研修会等

#### 日程表

- 委…委託
- 独…独自
- 派…派遣

4月

23(金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**

(場所) 千葉県教育会館

26(月) 指定民児協合同会議 **独**

(場所) 県社会福祉センター

6月

未定 市町村民児協事務局会議 **独**

(場所) 県社会福祉センター

7月

未定 単位民児協会長研修会 **委**

(場所) 千葉市内

8月

未定 新任民生委員児童委員研修会 **委**

(場所) 千葉市内

9月

未定 中堅民生委員児童委員研修会 **委**

(場所) 県内4ヶ所

10月

26(火) 第90回全国民生委員児童委員大会 **派**

27(水) (場所) 京都パルスプラザ他

### 公益目的事業

#### 指導の部

#### 研修の部

#### 人事

#### 法事

- 委託研修 (①会長・②中堅・③事例・④新任・⑤主任)
- 独自研修 (⑥相談技法)
- 派遣研修
- ① 指定民児協助成事業
- ② 市町村民児協事務局会議
- ③ 主任児童委員連絡会
- ④ PR・ホームページ関連事業
- ⑤ ちば民児協だよりの発行
- ⑥ 民生委員児童委員ハンドブックの内容検討
- ⑦ アーカイブス事業
- ⑧ 市町村民児協運営状況実態調査
- ① 理事会・評議員会
- ② 監査会
- ③ 正副会長会議
- ④ 慶弔事業(全国互助事業を含む)

5 主任児童委員研修会（全1回）

主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境や、地域の中での活動・役割等について学びます。

独自研修

6 相談技法研修会（全3回）

住民との会話や相談を受ける際に必要となる「傾聴技法」や、相談を受ける「心構え」等について学びます。

派遣研修

全市民連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。参加方法は、委託・独自研修と同様、本会からの案内に対し希望のある市町村民児協が申込みをします。費用は参加費のみ本会が負担し、宿泊費や旅費等は市町村民児協又は地区民児協の負担となります。

- ① 全国民生委員児童委員大会（県内30名）
- ② 関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会（4名）
- ③ 民生委員・児童委員のための相談技法研修会（3名程度）
- ④ 民生委員・児童委員リーダー研修会（ウェブ開催予定）
- ⑤ 全国児童委員活動研修会（ウェブ開催予定）
- ⑥ 全国民生委員指導者研修会（2名以内）

2. 公益目的事業(指導の部)

1 指定民児協助成事業

市町村や地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集しています。

- ア. 助成額……1ヶ年度10万円
  - イ. 年度……2ヶ年度
  - ウ. 助成の種類
    - 助成は、3種類（①県民児協指定・②県民児協モデル育成・③全国互助事業指定）あり、各2民児協を指定。
  - エ. 現在の助成先
    - (R2・3) 印西市・一宮町民児協（同①）
    - (R3・4) 新規2地区（同③）
- ※指定を受けた民児協には、計画する活動に関する研修（無料）を受講していただきます。「②県民児協モデル育成」は休止中。

2 市町村民児協事務局会議

市町村民児協事務局を対象に、令和3年度の事業計画・予算、研修会等の説明を予定しています。

3 主任児童委員連絡会（年2回）

主任児童委員の役割の明確化や地域への理解促進を図るための方策について意見交換を行います。

未定 中堅民生委員児童委員研修会 **委**  
(場所) 県内2ヶ所

未定 事例検討研修会 **委** (場所) 県内2ヶ所

未定 民生委員・児童委員のための相談技法研修会 (開催方法) WEB又は資料配布 **派**

11月

未定 事例検討研修会 **委** (場所) 県内4ヶ所

未定 民生委員・児童委員リーダー研修会 **派**  
(開催方法) WEB又は資料配布

未定 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 (場所) 千葉市内 **派**

12月

未定 新任民生委員児童委員研修会 **委**  
(場所) 千葉市内

1月

未定 主任児童委員研修会 **委**  
(場所) 千葉市内

未定 全国児童委員活動研修会 **派**  
(開催方法) WEB予定

2月

2(水) 全国民生委員指導者研修会 **派**

4(金) (時期) 神奈川県「ロフォス湘南」

未定 相談技法研修会 **独**  
(場所) 千葉市内で3回

4 PR・ホームページ関連事業

HP更新やリーフレットの配布等を通し、情報提供及びPR活動を推進します。

5 ちば民児協だよりの発行

定例会に資する広報誌として「ちば民児協だより」を年2回発行します。

6 民生委員児童委員ハンドブックの内容検討

民生委員・児童委員が担当区域内での相談・支援活動に活用できるハンドブックの作成に向けた検討を行います。

7 アーカイブス事業

本会に残る歴史的資料について、将来への保存・伝達することを目的に、紙記録のデータ化を行います。(公表できる資料は、HPへ掲載)

8 市町村民児協運営状況実態調査

市町村民児協事務局を対象に、管内の運営状況等について実態調査を行います。

### 3. 法人事業

① 理事会・評議員会(理3回・評2回)

本会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。

承認を受けた事業計画・報告等は、本会HPに掲載します。

## 予算の部 (概要版)

令和3年度の予算概要は、左図「①収入の内訳」・「②支出の内訳」の通りとなります。

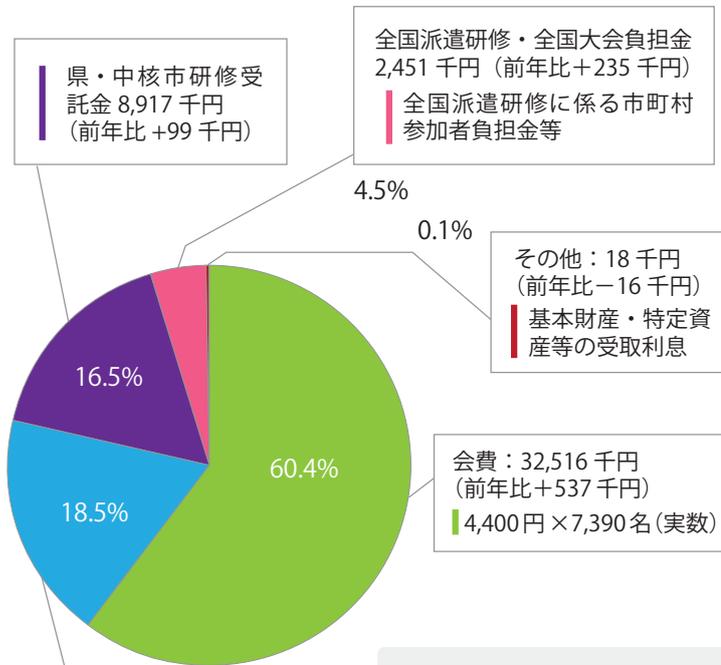
収入は、令和2年度と同様、主に皆さまからの会費や県補助金・県共募助成金をはじめ、県・中核市からの研修受託費等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や支払負担金、会議費等で構成されています。

なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。

これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表等を掲載していますのでご確認ください。

経常収益計：53,842 千円  
(前年比-325 千円)

### ① 収入の内訳 (概要)



補助金・助成金：9,940 千円  
(前年比-1,180 千円)

- 県補助金 : 5,795 千円
- 全民児連助成金 : 3,145 千円
- 県共募助成金 : 1,000 千円

本会会費は、会員一人当たり 4,400 円(実数)を頂戴しています。このうち、本会事業には 3,680 円が充てられています。その他、全民児連には県内実数一人当たり 700 円、関東ブロック研究協議会には一人当たり 20 円を納入しています。この2つの支出は、(左頁)「支払負担金」の一部がそれに該当します。

### 3 事業計画・予算

本会の定款を初めとした諸規程や事業計画等は、本会HPに掲載していますので、そちらをご覧ください。



- ② 監査会（年1回）  
令和2年度における業務執行状況及び会計監査を実施します。
- ③ 正副会長会議（年10回程度）  
右記①で決定した事業計画をもとに、具体的な実施方法等を検討します。
- ④ 慶弔事業  
全社協が実施する「全国互助共励事業」や、本会の「慶弔事業」を実施します。両事業とも、市町村民児協事務局を通じた申請及び給付となります。

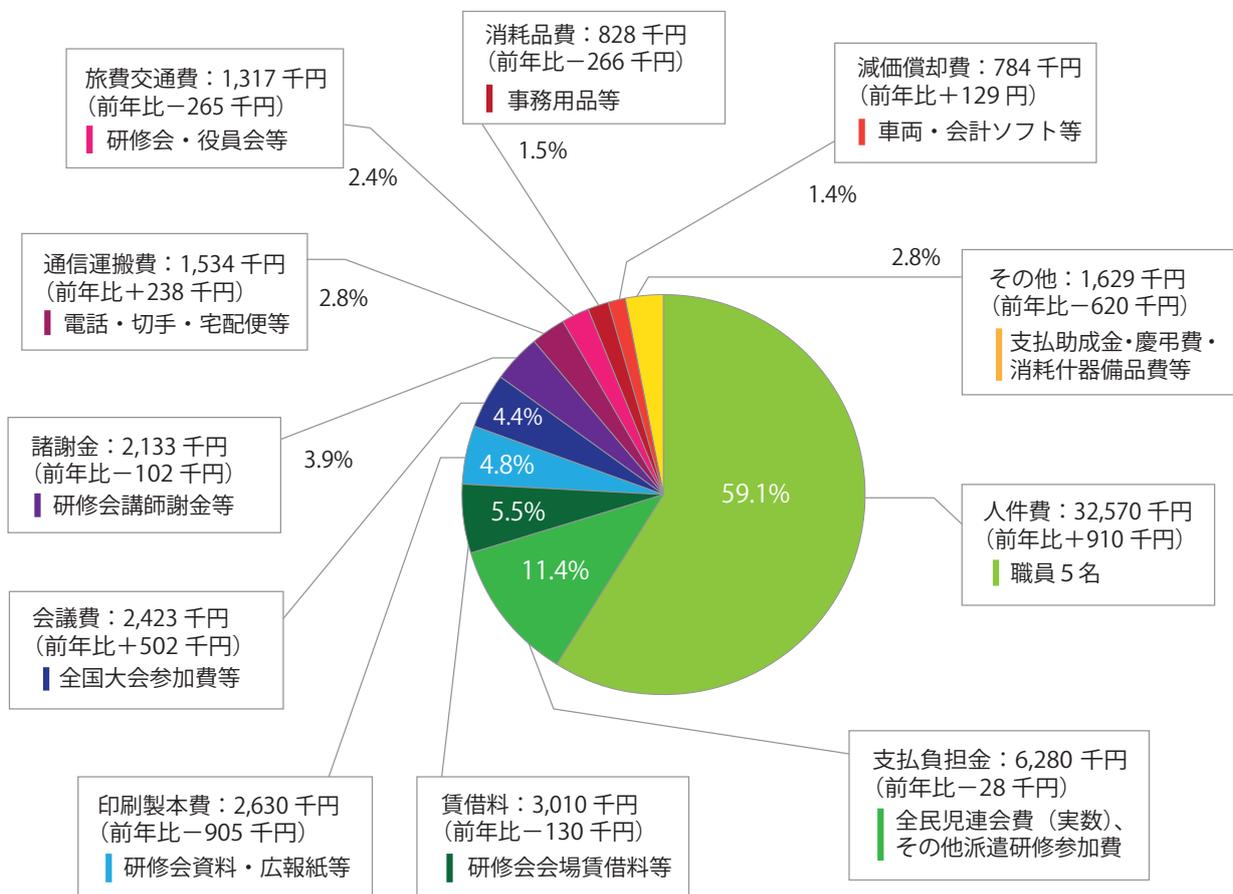
理事会及び評議員会の結果概要は、その都度、各市町村民児協事務局へ郵送にてご案内しています。

また、本会の評議員・理事・監事等の役員構成は、各市町村民児協代表者のほか、県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県社協常務理事及び事務局長により構成されています。役員氏名については、本会HPにて公表しています。

## 2 支出の内訳 (概要)

経常費用計：55,138 千円  
(前年比-537 千円)

令和元年度決算（令和2年3月時点）での特定費用準備資金額は、5,000 千円。令和4年度の一斉改選及び事務所移転のために積み立てています。



お知らせ

1

## 令和3年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に向けた 民生委員・児童委員PRグッズについて

毎年、5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。この日は、大正6（1917）年5月12日に、岡山県で民生委員制度の源である「済世顧問制度設置規程」が公布されたことに由来しており、毎年全国的なPR活動を展開しています。

本年は、5月12日（水）～18日（火）の1週間を「活動強化週間」に、また5月16日（日）を一斉取り組み日としています。

令和3年度も、感染予防対策をしたうえで、右記PRグッズなどを活用し、積極的に地域住民の方や関係機関へのPR活動に取り組んでいきましょう。

### 全民児連作成のPRグッズ

#### ●「令和3年度 活動強化週間実施要領」

- ①PRカード（3つ折名刺型）
- ②PRポスター（B2・B3・A4判の3種）
- ③PRチラシ（A4判・両面）
- ④パンフレット（A4判・8頁）

※上記のほか、PR映像集のDVDや、新任候補者向けのパンフレットなどもあります。価格・送料等の詳細とあわせて、全民児連HPに掲載されている「民生委員・児童委員PRグッズ注文用紙」をご参照ください。URLは下記の通り。

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>  
（パスワードは「20131201」）

お知らせ

2

## 令和2年度（春・秋） 勲章・褒章受章者

次の方々が、令和2年春及び秋の勲章・褒章の栄に浴されました。誠におめでとうございます。

### （令和2年春）

旭日単光章（地方自治） 習志野市 鈴木とし江 様  
瑞宝小綬章（国土交通行政事務） 白井市 斎藤一夫 様

### （令和2年秋）

瑞宝小綬章（消防功労） 大網白里市 飯塚正則 様  
瑞宝単光章（社会福祉功労） 船橋市 吉田綾子 様  
藍綬褒章（社会福祉功労） 市原市 時田擴央 様

編集後記

本号は、「非常時に備えた活動を考える」と題し、特集を組みました。

この10年、「東日本大震災」をはじめ、一昨年の大型台風や、昨年から続く「新型コロナウイルス」と、私たちの生活に非常に大きな影響を与える出来事が続いています。

本号では、こうした非常時に備えて、私たち一人ひとりが備えることや、民生委員として考えておくべきことなどについてご紹介しました。

その地域によって、非常時への備え方は異なります。コロナ禍が落ち着いたら、本号を話の材料に、委員同士、そして地域の皆さんと話し合う場を持ってみてください。

次号は、「地域共生社会（認知症）」について特集を組む予定です。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

発行日：令和3年3月31日  
発行人：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 会長 榎本 豊  
発行所：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会  
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内  
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyō.or.jp

作 成：公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」  
作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房  
その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

